

○議長（中上良隆君）順番17、23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）23番、井上勝彦、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、問題に入る前に、中国の四川省の大地震、ミャンマーのサイクロンでお亡くなりになりました方々に対してお悔やみ申し上げますとともに、心より被災された方々にお見舞い申し上げたいと思います。

本日は2項目にわたって質問をさせていただきたいと思います。一つ目につきましては、初日に13番議員が後期高齢者医療制度の問題について質問されておりました。また、後にもこの問題について、質問があるかと思いますが、私のほうから、まず質問をさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度の問題として、市長としての見解と今後の対応についてということであります。

私たちが、かつて今まで全く聞いたことがない後期高齢者医療制度が、この4月より実施されました。この内容は、あまりにも問題が多く、国民の反発が一斉に強まり、これを提案をした与党の皆さんさえ問題を認めざるを得なくなって、国政を揺るがす大きな問題に発展しているところであります。

もとよりこの法律は、2年前に小泉行動改革の主要なものとした医療行動改革関連法として、国民の反対、批判の声を無視して、国会で十分な審議もせず、与党の賛成で強行採決をしてできた制度であると聞いております。

そんな中で、特に75歳以上のお年寄りを、

別立てにして保険を掛けて、年金から問答無用に徴収するものであるということで、先進諸国では例のない悪法であるとも言われております。さらに、制度的にも多くの問題も指摘され、もはや、だれもがこの制度をいいという人はいないとまで言われております。

きのうも参議院で、要するに廃止法案が通ったわけでありましてけれども、私たちのこの市におきましても、後で申し上げますけれども、この後期医療制度というものにつきましては、厚生省のほうから、要するに保険料は広域連合という和歌山県の中で決められてきております。市としては、どういう手だてをしたらいいのかというのが、もう一つわからんところになってきております。もちろん、市長も行かれておりますし、議会からも代表で行かれております。

その中で、私が聞くところによりますと、和歌山県県下の平均的な保険料については、要するに7万5,927円、今のところは18万円以上の年金者から天引きをする。その中で、1年間、この保険料を滞納しますと、保険証を取り上げる。もとの老人保健ではそういうことがなかったということを聞いております。

それから、2年ごとに保険料を見直してして、どんどんと上がっていく仕組みになっている。こういうことでもあります。

問題は、財政の保険料なんですけれども、10%が75歳以上の方の負担ということになるわけなんですけれども、75歳未満の世代の負担が40%ということでもあります。あとの50%については、国民健康保険、健保、共済、あるいは公費、国と地方自治体でもつということであると聞いております。間違いであつたら、

また言っていたら結構なんですけれども、そういうふうに聞いております。

それから、65歳から74歳の障害者医療受給者についても、任意で加入をさせるということでもあります。

それから、皆さんご承知だろうと思いますが、それから74歳未満の患者の診療報酬、75歳以上の高齢者患者の診療報酬、要するにこの仕組みにつきましては、政府の広報とか、広域連合の広報では、受けられる医療は今までとは変わりはありませんと、こういうふうなキャッチフレーズで宣伝をしておりますけれども、全く中身としては違うということでもあります。

一応、この和歌山県におきましても、和歌山県医師会についても、ほとんどの医師会、86%の方々が、この制度に疑問を持って異議を唱えておるという状況であります。それから、後期高齢者医療化というものを取り入れるためには、5回の研修を受けて、その後、広域連合に届け出を出すということが求められておまして、今現在、4月14日現在で全国で14%です。和歌山県でも13.7%の内科医師しか届け出を出しておりません。

こういうふうな和歌山県医師会も異議ありということで、医師会事務局あたりでも、反対を確認しておるといこういう状況であります。

それから、和歌山県では、和歌山県議会、本市はまだこれからでありますけれども、高野町、かつらぎ町、岩出市、紀美野町、海南市、湯浅町、有田市、御坊市、日高町、美浜町、田辺市、上富田町、串本町、古座川町、太地町、新宮市の各市町村議会は、廃止なり見直しという決議を採択しております。

そういう中で、この後期医療制度そのものについて、橋本市として、どのような形で、こういう極めて悪い状況下の中で、お年寄り

の方々を抱え、その人たちが、深刻にこの問題を訴えております。そういう声が非常に大きいわけでありまして。そういうことを含めて、市長なり、関係部局が、この問題について今後、上部機関への働きかけをどのような形で対応されていかれるのか、お聞きをしたいとこのように思います。

それから、健康福祉部長に、高齢者の現在の老人保健受給者に対する人数と、独居老人の方々の人数、老人夫婦の方々の人数、障害者に対する65歳から74歳までと、75歳以上の方々の人数がおわかりであれば、数字を、示していただいて、この方々に対する市としての支援策、こういうものが混乱をしておる状況の中で、本市として弱者のために救済、そういう措置、施策というものを持っておられたら、お示しをしていただきたいとこのように思います。

2点目につきまして、2項目に入りたいと思います。

2項目につきましては、橋本市の学文路の一部事務組合でやられておりますし尿の受け入れ問題でございます。これにつきましては、各市町村がそれぞれ固有の業務であり、その市町村の責任で処理をしてきております。今後、この一部事務組合にしても、民間委託等々の論議がなされておまして、近い将来、そういうことも考えておられるという前提の中で、受け入れ問題についてもお話があったんだらうと私は推測はしておりますけれども、これは一部事務組合の中で、議会で議論をすることであるので、直接当局と議論をするということにはなりませんけれども、橋本市の住民行政にも大いに関係があるところでありまして、組合の構成自治体で大きな財政比重を固める本市でありますので、二、三、問題点を申し上げまして、質問をさせていただきたいと思っております。

これは本市の地元なり、その周辺の方々からの声が出まして、きちんと説明さえ正直に届けば納得がいけば、それでいいと私は思います。そういうことでありますので、本市議会からも代表で出られておりますので、時期がくれば、報告がされるだろうということでもありますけれども、それまでに住民からの声がありましたので、知り得る限りのことは、一応報告なり説明をしていただけたらとこのように思います。

一つ目につきましては、し尿搬入によります本市の組合に対する負担金、これは年間幾らぐらい支払っておりますかということをおよと財政課長にお尋ねいたします。

それから、政府資金も一部事務組合では、お借りをしてあると思いますが、その負担金等も含めて、詳細にわたってご説明をもし願えたら、していただきたいと思ひます。

それから、その二つ目は、現在受け入れをされております、この4月から受け入れをしているということをお聞いておるのですが、京奈和道路を通過して、もともと橋本インターから入れば近くていいのですけれども、わざわざ高野口のインターから回って、大野を通過して、九度山から搬入をしているということをお聞いておるわけなんですけれども、それは京奈和を走れば、ガソリン代も安くつくさかいという単純な発想でやられておるのかもわかりませんが、住民とすれば、このことについて、何で橋本のインターから入らんのやという声があるわけなんですけれども、このことについて説明ができる範囲でよろしいので、していただきたい。

それから、三つ目につきましては、し尿搬入について、地元と言われる住民に説明して了解は得ておるのかどうか。

聞くところによりますと、学文路の地元じゅうの地元ではしてあるような感じですが、

通るルートにかかる住民、あるいは施設をつくるために周辺整備等々をしてあります。例えば、伏原1区・2区・3区におきましても、対岸で要するにあの施設を建設のときに、一応この話し合いがあつて、テニスコート等々も整備をしてあるわけであります。そういった中で、一部事務組合の施設の内容が変われば、こういう理由で変わったのでご承知おきいただきたいというようなことをちよと説明をしてあげてほしいということであります。そういうことも含めて、一応説明できる範囲で結構ですので、いただけたらと思ひます。

壇上での質問はこれで終わります。あとは質問席のほうでさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中上良隆君）23番 井上君の一般質問に対する答弁を求めます。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）井上議員の他府県のまちからのし尿の受け入れに関するご質問にお答えをいたします。

まず、経緯でございますが、平成19年10月29日に奈良県大淀町から橋本伊都衛生施設組合に対し、し尿の処理の委託についての要望書が出されました。組合としましては、組合議会全員協議会に諮り、管理者会において、大淀町からし尿処理の受け入れを承認・決定したところでございます。

一点目のし尿搬入による本市の組合負担金の変更については、大淀町から徴収する処理費用により余剰金が発生してまいりますので、まだ率等については決定しておりませんが、構成市町へ還付される予定で、本市の負担金は軽減される方向で進めております。

また、し尿の搬入経路につきましては、大淀町からの申請に基づき、この経路に決定いたしましたので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたさせます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）後期高齢者医療制度に関するご質問にお答えいたします。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、平成18年度に成立した医療制度改革法に基づき、平成20年4月1日に施行されたものです。既に、議員もご承知のとおり、昭和36年の国民皆保険の実現をもとに昭和48年の老人福祉法の改正により医療費の無料化、昭和58年の老人保健法の施行へと移行しました。その後は、健康保険法、国民健康保険法、老人保健法の改正が何回も行われてきましたが、全国平均で老人医療費は、昭和48年度の一人当たり医療費は約10万円であったものが、平成15年度には約75万円となっています。

特に高齢者を多く抱える国民健康保険の医療費の増加は、被保険者にかかる負担が大きくなり、また、現行制度では現役世代と高齢世代の負担割合があいまいであったが、長寿医療では独立したことによりわかりやすい制度として施行されたものです。

また、安定的な保険財政基盤を確保するため、市町村別に運営するのではなく、都道府県単位の設置した広域連合が運営することとなります。市町村は、保険料の徴収・納付、各種届出の受付などを行います。

保険料は年額18万円以下の年金受給者及び介護保険料と長寿医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1以上となる方を除き、受給している年金から天引きによる納付となります。

保険料の算定は、原則、県内同率同額で設定され、所得割7.92%と均等割4万3,375円の合計額で計算されます。低所得者に対して所得に応じて均等割は7割、5割、2割軽減が

適用されます。しかし、現行の国民健康保険税と長寿保険料は税率・金額が異なるため、国民健康保険から長寿医療制度の対象となった場合は、減額となる世帯や増額となる世帯がありますが、社会保険の被扶養者であった方は、負担がなかったものが緩和措置により軽減されますが、新たな負担が生じることとなります。

なお、国においては、低所得者の軽減割合や、見直しや天引きや年金受給の限度額の見直しが検討されています。

運用開始から2カ月が経過しましたが、今後は制度自体に検討すべき課題が生じた場合は、必要に応じて広域連合等に要望していきたいと考えています。

また、先ほど質問の中におきまして、老人保健受給者の人数につきましては、7,644人、独居老人は住民票による2,635人、老夫婦人数は5,453人、障害者の人数は、65歳から74歳で550人、75歳以上におきましては825人となっております。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

（「答えていない」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）井上議員のご質問の中で、答弁もれがございましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

橋本伊都衛生施設組合への橋本市の負担金は幾らかというご質問であったかと思えます。平成20年度の橋本市の負担金は1億9,472万7,000円でございます。総負担額の65%を橋本市が負担しているということになります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君、再質問はありますか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）質問に答えていないように思うんですが、橋本市として、この後期

老人医療制度は問題が非常に多い。橋本市としてこの高齢者に対する支援策が何かないのかと、それを聞いてあるけど、その答弁もないし、広域連合に対して見直し等々についての要望はしていくという答弁はあったけど、この市としての支援策は何もないのか。なかったら何もありませんと答弁してください。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）大変申しわけございませんでした。これにつきましては、今のところ何もございません。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）橋本市として、この支援策も考えていないということであれば、今現在ある後期高齢者医療制度そのものが正しいと認識しておるのかどうか、そのところをちょっとお尋ねしておきます。

（「しっかり答えてくれよ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）正しくあるかないかということなんですけども、これは国の法律で定められたものであり、国会で決定されたものであります。それについて、法律で定められたものにつきましては、市として、これをやっていかなければならないというようなことになるかと思えます。

なお、先ほどから議員も言われていますように、その中身につきましては、国会のほうで今論議されていると思いますので、その内容を待ちたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）非常に説明不足というのもあって、今現在、お年寄りの皆さんが初日でも二百何十件かの問い合わせがあったと言われておりましたが、それはある程度、知っている方で、それに対して詳しい方というか、平均はその方が来てるということ、逆

に考えれば、それ以外の人は何も後期高齢者医療制度の中身というのは何にもわからんと、何でこんなことで年金から引かれるので、どないなっとるのやと、毎日のように聞かれるわけやけど、橋本市はそういうことを聞きませんか。

問題は、国が決めてきたことやから、橋本市は粛々と守っていかなといかんのやというのは、ようわかるんやけども、今言われたように6万8,880人の中の、要するに75歳以上の方は7,310人、あるいは障害を持った人、75歳以上の825人に足したら、約8,000人以上の方々が、これから負担を強いられてくるわけですわ。それで、この後期老人医療制度そのものが、各市町村において、和歌山県におきましても、全体として異論を唱えて、廃止の方向へどんどん議決されていく。そういう中で、もちろん一番大きい和歌山市のほうはそんなことを言ってないらしいですけど、私の聞くところによりますと、今議会がどうなるのかわかりませんが、そういう動きであります。

それはそれとして、本市としてはやはり今後、いろいろな問題が出てくるであろうという後期高齢者制度はもちろんそうですが、高齢者に対する支援策が何もありませんということでは、これではこれから橋本市が、ほんまに住んでよかったまちと言えるようになるのかどうか。なるのなら、支援策をやはり市独自で考えていくべきやと。

福祉全般の中で、結局国の制度で決められたことだけをやっておればいいという考え方では、全く福祉というのは、橋本市の市民はこれからのお年寄りの切り捨てというか、そういう方向へいくという危険性がある。早う死ねというような感じになってしまうのと違うのかなと私は非常にびっくりしておるわけです。

市長、これだけ私が問題点を各市町村から出たやつをだいたいまとめさせていただいてあるんですが、先ほど壇上で言われました問題点がたくさんあるわけです。そういった中で、特に弱者、弱い方、お金のある方は選択肢はいろいろあるので、お医者にも行けるのだけれども、データを見ますと、市長、お金のない人はお医者に行くパーセンテージが非常に少ないんです。お金のある人はお医者に行きに行っているけど、これはデータで出ているんです。低所得者層の方が、お医者に行くのをお金がないから控えているわけです。それを切り捨てていくという、私は与党、野党は関係なしに、この制度そのものは全く悪法というか、格差を広げて、我々の先輩を切り捨てて、いうたら命を追いやっていくという、ものすごく危険な悪法やと私は思っています。

まずこれを廃止に追い込んでいくと。これは議会だけではなくて、やはり橋本市全体のものとして、国に物を申していくということ でなかったら、この制度の内容の正味を見ますと橋本市の負担も増えてきます。というのは、この中に、厚生労働省の考え方として、最初にできた法律の中で、これは1,300万人が全国におるんですけど、その中で要するにこれをつくったときの厚生労働省の中身なんですけども、全国で23万病棟を削減することが、一つの大きな目的になっておるわけです。和歌山県下で1,600床の削減、これが最初につくったときの厚生労働省の目的。

それで、僕は厚生労働省の先輩というか、もうやめた人やけど、中身を聞いて送ってほしいんですよ。最初につくったきっかけはそうだと。そやさかいに、やっぱり官僚は変えなアカンのやというて、やっぱり言うてる。それから、国会議員がええとか、悪いとか関係ないんですよ。それは別として、そういう

ことです。

それから、和歌山県内で、橋本市でも8,000人から1万人近くなってくると思うんですけど、県内で15万人、100万人の中の15万人、これが在宅で治療して、介護できるのかいなどという、県下的に過疎地が多いですね。それで、高齢者の患者、独居老人、こういうのがこれからどうなるのかいなどという心配が各市町村であります。

そういうことで、ベッド数も減らしていくという大きな中身が、今、私が言ったように、厚生労働省とか広域連合が流しているのは、全くの真っ赤なうそでありまして、中身は全然違う。そのやり変えなきやいかんのです。一旦これを廃止して、それで新しいきちんとした制度に議論をし直してもらうて、やってみようということが、大事と違うかなと。

それについて、市長、和歌山県の広域連合を解体するところまで追い込んでほしいと。それを解体をせんことには、国を変えることができへんので、医師会もほとんどの医師会が反対を唱えているということが、事実としてわかってきました。

そういうことでありますので、中身はもっとたくさんあるんですけど、お年寄りに十分な診療できないという制度になっています。そういうことも厚生労働省のある幹部の方にお聞きをしたら、中身はそうですよということでありました。そのことを言わせていただいて、最終、市長が、国の今やっていることが正しいんやと言え、それは答弁はないやろうけど、間違いであるということ認識されているならば、広域連合に物を言うてほしいと。市長の見解を、そしてまた、市独自の支援策を考えることが大事やと思うんですけど、その点についてもひとつご答弁を願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）井上議員の再質問にお答えしたいと思います。井上議員のお考えについてもよくわかるのでございますが、これは非常にそうした法に基づいての施策が国から新たに出されたわけでありまして、我々としましても、広域連合和歌山でも議論を重ねてまいりますし、過日も申し上げたように、近畿の市長会、あるいは全国の先週にも市長会がありました。7項目の何かの私はその成案については、全く全部がいいとはよう申せません。しかし、基本的にはやるべきだという意思は持っておるのですけれども、そこで、全国の市長会で7項目の再検討を願いたいというものを、低所得者に対しての云々の問題からいろいろ細かくあるわけでございますが、これは全会一致で採択をして、総理大臣、関係のところへ強く言うておるわけでございませぬ。これはただ橋本市だけの問題とかではなく、全国異論が多く出ておりますものですから、それをブロック別に我々はまとめまして、それを成案として過日決議して出しておるということでございます。

私としましては、非常に私のほうにもそういう多くの意見がございますけれども、まず最善を尽くした法でまずスタートをしていただいて、そこで、これでいいのか、あるいは具合が悪いところがあれば、また、議会の皆さんとも十分に議論して、是正すべきところは是正してもらおうと。あまりにも今、いろいろ流動性があり過ぎまして、まだ国も最終固まっておりますので、そういうことでこれで終わったを私は決して思っておりませんので、あと是正するところはどんどん発議して是正していくと、そういう考えを持ってございませぬ。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）独自の支援策について、

どう考えておるのか。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ちょっと答弁がもれておったようでございますが、独自の支援策でございますが、私はこれを1年やってみた上で新たな展開ということで編み出していかざるを得ないかなと思うんです。

一つは、きょうは土井議員にも申し上げたと思うんですが、やはりそういう保健福祉センターというものを早く立ち上げて、これとそれとは別です。しかし、私は医療にかかる以前のそういう健康管理をどんどんやっていただく、健全な体をつくっていくということが、私はそれだけのお金をかけても、要は橋本市の国民健康保険料をぐーっと下げたらいんですよ。みんなが重たいほど薬をもらいにいくから、そこらはジェネリックの問題も、この間医師会総会で申し上げたりしておるのですけれども、一つの方策としては、それをうまく保健福祉センターをよりどころとして利用していただく、これがやはりつながるんじゃないですか。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）これは国の大きな問題でもございますので、福祉関係につきましては、多分また委員会で議論をしていきたいと思っております。

先ほど190何万円ですか、財政のほうから出されましたが、市長、これはちょっと言うておきたいんですけれども、大ざっぱで言うておきます。

借入れ政府資金というのが平成6年、平成12年、17年、19年度と返済をしておりますけれども、起債の残高はちょっとわかりませぬ。その65%を払っていらっしゃるやけど、何ぼ残っておって、何ぼ払っていくんや

というようなことは財政課長、わかりますか。

○議長（中上良隆君） 財政課長。

○財政課長（北山茂樹君） 起債の現在高でございますけど、平成19年度末で1億9,427万6,000円ございます。毎年支払っている元利金というのは、現在、私のほうではつかんでおりません。

○議長（中上良隆君） 23番 井上君。

○23番（井上勝彦君） 借入元金が5億4,260万円、それがずっと返済されていっておるわけなんですけども、それなんかも一応1億3,600万円ぐらいになっていると思うんですけど、それだけかなり一部事務組合に対して65%を支出しておるわけです。

市長にちょっとまた一部事務組合でお話をさせていただきたいと思うんですが、学文路のプラントについて、現在この4月から取り組んでおられて、150トンほどの容量の中で、100トンであるので、20トンぐらいやったら、現有でもいけるだろうという容量があって入れておられると思います。だいたい年間6,700トン、今大淀町から入ってくるのは5,500トンぐらいで、要するにトン1万8,000円、金額はわかっています。一応1万8,000円で、要するに1億円ほどです。それを正直にやはり言うて、説明をしておいたほうがええと思うんです。その1億の中から、管理運営をいろいろ引いたら、4,500万円ほど、還付返還があるわけです。それで4,500万円を要するに一部事務組合に積み立てをするという話もあるんだろうけども、それをしないで、うちは65%出ているんやから、割合に応じて返還を求めて、それを例えば高齢者の福祉に使うとかいうところに回していただきたいということを言いたいがために、私はこれを言うておるわけです。

それは今現在、行っている負担金は負担金で一部事務組合でやっていますけれども、そ

の4,500万円の65%だったら、計算したら何ぼになるのやな。だいたい何ぼぐらい浮いてくるのやろう。そういうことで市長はやられておると僕は思うとるんです。せっかくの施設があるんやさかいに。そういうことで、決してこの4,500万円には、これはもうだいたい日に。

（「事務組合のことはあまり」と呼ぶ者あり）

○23番（井上勝彦君） 言わないけども、そういうことで負担金として戻ってくるような方法で、一応一部事務組合のほうで、議会のほうで話をもってほしいということをお話ししておきます。

それから、地元に対する説明。これはやっぱり一部事務組合のほうから、ちゃんとしたこうこういう理由で何年か、そういうふうになりましたよ。なりましたので、ご協力願いたいということをやはり説明をちゃんとしておく。それでなかったら、変な方向へ行きますと、私が心配しているのは、ほかの変な方向へ行ったら困りますので、ちゃんとその説明を求めておきますということ。

それからもう一つは、今投入をしますと、そういう議論はあったかと思いますが、広域のごみ焼却場に対して、汚泥を処分することになってはいますが、それは1市2町の広域の中では、今はどういうふうに変わっているかわかりませんが、要するに汚泥の余計な部分はほうるようにはなっていないと思いますので、そういう面についても、一部事務組合のほうで十分に議論をしていただいて、民間に委託をするとかいうような方法でちゃんと来年に向けて、問題にならんようにしていただかないと具合が悪いということを指摘をしておきます。

そのことについて、一部事務組合の管理者会のほうで取り組んでいただくのはどうかと

いうことをご答弁願って終わりにしたいと思
います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）大淀町のし尿処理の問
題でございますけども、私が申し上げたこと
でございます、非常にこの問題の経緯とい
うのが、これはもう地元の地域の皆さんにも
5回も、6回も寄ってもいただき、地元の並
びに有志、間違うたらいかんで、地元の運
営委員会、この運営委員会については、地元
の皆さんと各市町村の担当者、それから議会
からも1名ずつそれに参加を、組合議会とは
別に、運営委員会にも参画をしていただい
ていると思うんです。運営委員会には、議長
が出席をしていただいております。組合議会
には名前を省略しますが、4人が出てお
ります。これは正論であります。

その会議を何回となしに開いて、そして学
文路の皆さんにもご同意をいただいて、すべ
て終わっておるわけでございます、先ほど
からご発言の他の地区への説明ということに
つきましては、今のところ私としては考えて
おりません。一応、道路等についても向こう
の方針で出しておるものですから、私として
は、九度山からも厳しいご発言がございま
した。しかし、最終は通行の了承を得たとい
うことでございます、今後、基金の積み立て
云々という問題もいろいろとあるでしょうけ
ど、私は今後6年後にあれを撤去していくと
き大がかりな問題が出てまいりますから、や
はりそれは私としては基金等に当分積み立て
ていくべきではないかなという考え方を持っ
てございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）市長、しつこいよう
でありますけれども、ルートについては、学文

路は高野口の大野とか、その辺のところを飛
び越えていくわけにはいかんで、九度山は
承知をしておるけども、高野口のルートにつ
いては説明は要らんと。そんなのではあきま
せんよ。やはりちょっとした説明をやってお
くべきで、迷惑ということはないけれど、一
応はそういうものがルートとして通るとい
うことになれば、九度山町は文句言うて、話
はついたけど、高野口には何にも説明せんで
もええんやということでは具合が悪いと。

そして、市長は認識があるかないかわから
んけども、やはり近隣の周辺整備をしたとい
うことは、それは周辺になるわけでしょう。
それについても、別に難しい、そんなのをす
る必要はないんやということになれば、その
人たちはまた問題が起きてくるだろうと私は
思います。その点はもう市長はしなくてもい
いよという考えであれば、来たときにどうい
う対処するかというのは、それは広域で対
処したらええ問題やと思っておりますけども、ま
あでき得れば、そういうことを説明しておく必
要はあると、私はそういうことで指摘をして
おきます。

今回は、これで終わらせていただきます。
一応、広域の問題については、広域の議会の
ほうで議論をしていただきたいということ
でおさめておきますので、今後、よろしくお願
い申し上げます。終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって23番 井
上君の一般質問は終わりました。

この際、1時まで休憩いたします。

（午後0時2分 休憩）